

No.1

令和4年3月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目 次

報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて.....	1 頁
報告第 2 号	専決処分の承認を求めることについて.....	1 1 頁
議案第 1 号	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について.....	2 2 頁
議案第 2 号	戸田市 S D G s 共創基金条例.....	2 3 頁
議案第 3 号	戸田市立児童センター条例等の一部を改正する条例.....	2 5 頁
議案第 4 号	戸田市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例.....	2 6 頁
議案第 5 号	戸田市営福祉住宅条例及び戸田市営住宅条例の一部を 改正する条例.....	2 9 頁
議案第 6 号	戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例.....	3 0 頁
議案第 7 号	戸田市子ども医療費条例及び戸田市ひとり親家庭等の 医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例.....	3 2 頁
議案第 8 号	戸田市遺児手当支給条例の一部を改正する条例.....	3 3 頁
議案第 9 号	戸田市消防団条例の一部を改正する条例.....	3 4 頁
議案第 1 0 号	新曽第一地区 3 号調整池汚泥処分工事請負変更契約に ついて.....	3 6 頁
議案第 1 1 号	令和 3 年度戸田市一般会計補正予算(第 1 3 号).....	別冊 No. 2

議案第 1 2 号	令和 3 年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）.....	別冊 No. 2
議案第 1 3 号	令和 3 年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算（第 3 号）.....	別冊 No. 2
議案第 1 4 号	令和 3 年度戸田市海外留学奨学事業特別会計補正予算（第 2 号）.....	別冊 No. 2
議案第 1 5 号	令和 3 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）.....	別冊 No. 2
議案第 1 6 号	令和 3 年度戸田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）.....	別冊 No. 2
議案第 1 7 号	令和 3 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）.....	別冊 No. 2
議案第 1 8 号	令和 3 年度戸田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）.....	別冊 No. 2
議案第 1 9 号	令和 3 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算（第 2 号）.....	別冊 No. 2
議案第 2 0 号	令和 4 年度戸田市一般会計予算.....	別冊 No. 3
議案第 2 1 号	令和 4 年度戸田市国民健康保険特別会計予算.....	別冊 No. 4
議案第 2 2 号	令和 4 年度戸田市市民医療センター特別会計予算.....	別冊 No. 4
議案第 2 3 号	令和 4 年度戸田市交通災害共済事業特別会計予算.....	別冊 No. 4
議案第 2 4 号	令和 4 年度戸田市海外留学奨学事業特別会計予算.....	別冊 No. 4
議案第 2 5 号	令和 4 年度戸田市火災共済事業特別会計予算.....	別冊 No. 4

- 議案第 2 6 号 令和 4 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計
予算..... 別冊 No. 4
- 議案第 2 7 号 令和 4 年度戸田市介護保険特別会計予算..... 別冊 No. 4
- 議案第 2 8 号 令和 4 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計
予算..... 別冊 No. 4
- 議案第 2 9 号 令和 4 年度戸田市後期高齢者医療特別会計予算..... 別冊 No. 4
- 議案第 3 0 号 令和 4 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計予算..... 別冊 No. 4
- 議案第 3 1 号 令和 4 年度戸田市水道事業会計予算..... 別冊 No. 6
- 議案第 3 2 号 令和 4 年度戸田市下水道事業会計予算..... 別冊 No. 6

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

令和3年度戸田市一般会計補正予算(第11号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年2月2日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第6号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年度戸田市一般会計補正予算（第11号）

令和3年12月16日

戸田市長 菅原文仁

令和3年度戸田市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度戸田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,124,893千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,645,862千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		13,309,674	1,124,893	14,434,567
	2 国庫補助金	3,101,974	1,124,893	4,226,867
歳入	合計	58,520,969	1,124,893	59,645,862

一般

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		28,767,885	1,124,893	29,892,778
	2 児童福祉費	14,256,038	1,124,893	15,380,931
歳出	合計	58,520,969	1,124,893	59,645,862

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

一

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15国庫支出金	13,309,674	1,124,893	14,434,567
歳入合計	58,520,969	1,124,893	59,645,862

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3民生費	28,767,885	1,124,893	29,892,778	1,124,893		
歳出合計	58,520,969	1,124,893	59,645,862	1,124,893		

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区	分		
2 民生費 国庫補助金	2,135,200	1,124,893	3,260,093	2 児童福祉費 補助金	1,124,893	8 子育て世帯等臨時特別支援事業 既定額 1,145,974 補正額 1,124,893	1,124,893
計	3,101,974	1,124,893	4,226,867				

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				補正額の財源			区分	金額		
				特出金	地方債	その他の財源				
2 児童福祉 運営費	10,933,124	1,124,893	12,058,017	1,124,893			3 職員手当等 1,619	18. 子育て世帯等臨時特別支援事業 (こども家庭支援室) 1,124,893		
				1,124,893			10 需用費 324			
				国			11 役務費 3,265			
				1,124,893			12 委託料 885			
							19 扶助費 1,118,800			
								3 職員手当等 1,619 ・超過勤務手当 (1,619) 既定額 1,620 補正額 1,619 10 需用費 324 ・消耗品費 (100) 既定額 300 補正額 100 ・印刷製本費 (224) 既定額 333 補正額 224 11 役務費 3,265 ・通信運搬費 (1,512) 既定額 1,512 補正額 1,512 ・手数料 (1,753) 既定額 1,754 補正額 1,753		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

											14,256,038												885
																							12委託料
																							既定額 21,383
																							補正額 885
																							・子育て世帯への臨時特別給付業務
																							19扶助費
																							・子育て世帯への臨時特別給付 (1,118,800)
																							既定額 1,118,800
																							補正額 1,118,800
計												14,256,038	1,124,893	15,380,931	1,124,893	1,124,893							

(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費

給 与 費 明 細 書

1 一般職
 (1) 総括
 ※ () 内は短時間勤務職員(外書き)
 (単位:千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与			費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	共 済 費	計			
補 正 後	(764) 868	832,779	3,112,691	2,748,776	1,237,268	6,694,246	7,931,514		
補 正 前	(764) 868	832,779	3,112,691	2,747,157	1,237,268	6,692,627	7,929,895		
比 較	(0) 0	0	0	1,619	0	1,619	1,619		

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	超 過 勤 務 手 当	休 日 給	夜 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当
		住 居 手 当	宿 直 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	兒 童 手 当
職 員 手 当 等	補 正 後	103,708	338,258	121,740	410,931	47,221	9,765	16,859
	補 正 前	103,708	338,258	121,740	409,312	47,221	9,765	16,859
	比 較	0	0	0	1,619	0	0	0
の 内 訳	区 分	住 居 手 当	宿 直 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	兒 童 手 当
	補 正 後	123,753	490	54,083	895,878	554,330	3,095	68,665
	補 正 前	123,753	490	54,083	895,878	554,330	3,095	68,665
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細 (単位：千円)

区	増減額	増減事由別の	内訳	説明	備考
職員手当等	1,619	1. その他の増減分		子育て世帯等臨時特別支援事業に伴う増加分	
					一般

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

令和3年度戸田市一般会計補正予算(第12号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年2月2日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第7号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年度戸田市一般会計補正予算（第12号）

令和3年12月21日

戸田市長 菅原文仁

令和3年度戸田市一般会計補正予算（第12号）

令和3年度戸田市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,980,159千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,626,021千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円) 一

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫	支出金		14,434,567	1,980,159	16,414,726
		2 国庫補助金	4,226,867	1,980,159	6,207,026
歳入	合計		59,645,862	1,980,159	61,626,021

般

歳出 (単位：千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生	費用		29,892,778	1,980,159	31,872,937
		1 社会福祉費	8,589,511	1,980,159	10,569,670
歳出	合計		59,645,862	1,980,159	61,626,021

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	1,980,159

一般

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15国庫支出金	14,434,567	1,980,159	16,414,726
歳入合計	59,645,862	1,980,159	61,626,021

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3民生費	29,892,778	1,980,159	31,872,937	1,980,159		
歳出合計	59,645,862	1,980,159	61,626,021	1,980,159		

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
				区	金額	
2 民生費 国庫補助金	3,260,093	1,980,159	5,240,252	1 社会福祉 費補助金	1,980,159	7 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費 既定額 0 補正額 1,877,900 1,877,900
						8 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務費 既定額 0 補正額 102,259 102,259
計	4,226,867	1,980,159	6,207,026			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				補正額の財源			区分	金額		
				国県支出金	特定地方債	その他			一般財源	
9 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	0	1,980,159	1,980,159	1,980,159				3 職員手当等	3,785	1. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業 (福祉総務課) 1,980,159 3 職員手当等 3,785 ・ 超過勤務手当 (3,653) 既定額 0 補正額 3,653 ・ 休日給 (132) 既定額 0 補正額 132 8 旅費 18 ・ 普通旅費 (18) 既定額 0 補正額 18 10 需用費 14,231 ・ 消耗品費 (855) 既定額 0 補正額 855 ・ 印刷製本費 (13,376) 既定額 0 補正額 13,376 11 役務費 9,587
				1,980,159				8 旅費	18	
				国				10 需用費	14,231	
				1,980,159				11 役務費	9,587	
								12 委託料	66,582	
								13 使用料及び賃借料	8,056	
								18 負担金、補助及び交付金	1,877,900	
									14,231	
									855	
									13,376	
									9,587	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

給 与 費 明 細 書

1 一般職
 (1) 総括 ※ () 内は短時間勤務職員(外書き)
 (単位:千円) 一

区 分	職 員 数 (人)	給 与			費		合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計	共 済 費		
補 正 後	(764) 868	832,779	3,112,691	2,752,561	6,698,031	1,237,268	7,935,299	
補 正 前	(764) 868	832,779	3,112,691	2,748,776	6,694,246	1,237,268	7,931,514	
比 較	(0) 0	0	0	3,785	3,785	0	3,785	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	超 過 勤 務 手 当	休 日 給	夜 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当
		住 居 手 当	宿 直 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	勉 手 当	勤 務 手 当	別 当
職 員 手 当 等	補 正 後	103,708	338,258	121,740	414,584	47,353	9,765	16,859
	補 正 前	103,708	338,258	121,740	410,931	47,221	9,765	16,859
	比 較	0	0	0	3,653	132	0	0
の 内 訳	区 分	住 居 手 当	宿 直 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	勉 手 当	勤 務 手 当	別 当
	補 正 後	123,753	490	54,083	895,878	554,330	3,095	68,665
	補 正 前	123,753	490	54,083	895,878	554,330	3,095	68,665
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細 (単位：千円)

区	分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
	職員手当等	3,785	1. その他の増減分	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に伴う増加分	

一
般

議案第 1 号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 日提出

戸田市長 菅原文仁

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成 18 年指令市第 745 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 第 4 条第 1 号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「埼玉県都市競艇組合」を「埼玉県都市ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

戸田市SDGs共創基金条例

(設置)

第1条 SDGsの理念に基づき、経済、社会及び環境に係る地域課題に取り組む市民活動に要する経費の財源に充てるため、戸田市SDGs共創基金(以下「基金」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) SDGs 平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」をいう。

(2) 市民活動 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する活動をいう。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 当該積立てをする年度当初の一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に計上された軽自動車税の種別割に係る歳入の金額の100分の10に相当する額

(2) 前号に掲げるもののほか、予算で定める額

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第1条に規定する設置の目的に該当する場合に限り、処分することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月2日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第3号

戸田市立児童センター条例等の一部を改正する条例

(戸田市立児童センター条例の一部改正)

第1条 戸田市立児童センター条例(平成4年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「満20歳」を「満18歳」に改める。

(戸田市奨学資金条例の一部改正)

第2条 戸田市奨学資金条例(昭和40年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「満20歳」を「満18歳」に改める。

(戸田市海外留学奨学資金等給与条例の一部改正)

第3条 戸田市海外留学奨学資金等給与条例(昭和53年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「満20歳」を「満18歳」に改める。

(未来へはばたく人財育成資金条例の一部改正)

第4条 未来へはばたく人財育成資金条例(平成29年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「満20歳」を「満18歳」に改める。

(戸田市入学準備金貸付条例の一部改正)

第5条 戸田市入学準備金貸付条例(昭和43年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「満20歳」を「満18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月2日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 4 号

戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 12 の項を 13 の項とし、1 の項から 11 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、1 の項として次のように加える。

1	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
---	----	---

別表第 2 中 13 の項を 14 の項とし、同表 12 の項中「(昭和 40 年法律第 141 号)」を削り、同項を同表 13 の項とし、同表中 11 の項を 12 の項とし、8 の項から 10 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 7 の項中「介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」を「介護保険給付等関係情報」に改め、同項を同表 8 の項とし、同表 6 の項中「児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）」を「児童手当関係情報」に改め、同項を同表 7 の項とし、同表中 5 の項を 6 の項とし、2 の項から 4 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 1 の項中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額、その算定の基礎となる事項又はその徴収に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」を「地方税関係情報」に改め、同項を同表 2 の項とし、同表に 1 の項として次のように加える。

1	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額、その算定の基礎となる事項又はその徴収に関する情報（以下
---	----	---	---

		「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3中7の項を8の項とし、2の項から6の項までを1項ずつ繰り下げ、1の項の次に次の1項を加える。

2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用について
------	----------------------	-------	------------------------

	置に関する事務であつて規則で定めるもの	の援助に関する情報であつて規則で定めるもの
		就学援助に関する情報であつて規則で定めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

令和4年2月2日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第 5 号

戸田市営福祉住宅条例及び戸田市営住宅条例の一部を改正する条例
(戸田市営福祉住宅条例の一部改正)

第 1 条 戸田市営福祉住宅条例 (平成 1 2 年条例第 5 0 号) の一部を次のよう
に改正する。

第 1 条中「老人福祉法 (昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号) 第 5 条の 2 第 6 項に
規定する認知症対応型老人共同生活援助事業及び」を削る。

第 2 条の表中戸田市営下前福祉住宅の項を削る。

(戸田市営住宅条例の一部改正)

第 2 条 戸田市営住宅条例 (平成 9 年条例第 3 5 号) の一部を次のように改正
する。

第 1 条中「公営住宅法 (昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号。以下「法」という。)
に基づく」を削り、「法及び」を「公営住宅法 (昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号。
以下「法」という。) 及び」に改める。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 市営住宅 公営住宅及び準公営住宅をいう。

第 2 条中第 5 号を第 7 号とし、第 2 号から第 4 号までを 2 号ずつ繰り下げ、
第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 公営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、
又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助
に係るものをいう。

(3) 準公営住宅 戸田市営福祉住宅条例 (平成 1 2 年条例第 5 0 号) 第 3
条に規定する福祉住宅の用途を廃止した住宅及びその附帯施設で、公営
住宅に準じて低額所得者に賃貸し、又は転貸するためのものをいう。

第 3 条第 2 項第 1 号中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、同項中第 2 号
を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 準公営住宅

名称	位置
下前住宅	戸田市下前 1 丁目 1 0 番 1 0 号

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 日提出

戸田市長 菅 原 文 仁

議案第 6 号

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(戸田市国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 戸田市国民健康保険税条例 (昭和 3 8 年条例第 3 8 号) の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

第 2 条第 3 項及び第 4 項中「所得割額並びに被保険者均等割額」を「所得割額及び被保険者均等割額」に改める。

第 5 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 1 2 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 2 1 条中「第 7 0 3 条の 5 」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者 (以下「未就学児」という。) がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額 (前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) に限る。) は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

- ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3 , 8 8 5 円
- イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 6 , 4 7 5 円
- ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 1 0 , 3 6 0 円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1 2 , 9 5 0 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,425円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,375円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750円

第22条中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「次号において同じ。」を「次号及び第3号において同じ。」及びに改める。

附則第2項中「第21条」を「第21条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項、第7項、第10項、第11項及び第13項から第16項までの規定中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

第2条 戸田市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号ア中「3,885円」を「4,770円」に改め、同号イ中「6,475円」を「7,950円」に改め、同号ウ中「10,360円」を「12,720円」に改め、同号エ中「12,950円」を「15,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年2月2日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第7号

戸田市子ども医療費条例及び戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(戸田市子ども医療費条例の一部改正)

第1条 戸田市子ども医療費条例(昭和59年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「市長の認める」を「現物給付を実施する埼玉県内の」に改める。

(戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正)

第2条 戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「市長の認める」を「現物給付を実施する埼玉県内の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は令和4年10月1日から、第2条の規定は令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の戸田市子ども医療費条例第6条第3項の規定は、令和4年10月1日以後の診療等に係る医療費から適用し、同日前の診療等に係る医療費については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第7条第2項の規定は、令和5年1月1日以後の診療等に係る医療費から適用し、同日前の診療等に係る医療費については、なお従前の例による。

令和4年2月2日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 8 号

戸田市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

戸田市遺児手当支給条例（昭和 4 5 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 1 1 条」を「第 1 4 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第 9 号

戸田市消防団条例の一部を改正する条例

戸田市消防団条例(昭和38年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「又は勤務する」を「勤務し、又は通学する」に改める。

第5条第3号を削る。

第7条第5項中「第14条第2項第2号」を「第14条第2項第1号」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

消防団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

第11条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 消防団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの職務に従事した期間に応じて日割りにより計算した額を支給する。

(1) 年の中途において、新たに消防団員となり、若しくはその職を退いた場合又は勤務しない期間がある場合

(2) 年の中途において、年額報酬の額の異なる階級に異動した場合

第11条に次の1項を加える。

4 消防団員が災害(水火災、地震等の災害をいう。以下同じ。)警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2に定める出勤報酬を支給する。

第12条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第14条第2項各号を次のように改める。

(1) 第4条第2項第1号に規定する資格を有しないこととなったとき。

(2) 第5条第1号に該当するに至ったとき。

第17条第1項中「服務する」を「職務に従事する」に改め、同条第2項中「水火災その他の」を削り、「服務し」を「職務に従事し」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第11条関係)

報酬の別	報酬額
災害	1日につき4,000円(ただし、1日の従事時間が4時間を超える場合は、4,000円を加算して支給する。)

警戒	1日につき3,500円(ただし、1日の従事時間が4時間を 超える場合は、3,500円を加算して支給する。)
訓練	1日につき3,500円(ただし、1日の従事時間が4時間を 超える場合は、3,500円を加算して支給する。)
分団長会議	1日につき2,000円(ただし、1日の従事時間が4時間を 超える場合は、2,000円を加算して支給する。)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和4年2月2日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第10号

新曽第一地区3号調整池汚泥処分工事請負変更契約について

新曽第一地区3号調整池汚泥処分工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 新曽第一地区3号調整池汚泥処分工事
- 2 場 所 戸田市大字新曽字芦原2509番1外
- 3 工事内容 新曽第一地区3号調整池の汚泥処分に伴う工事
- 4 金 額 金841,500,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金76,500,000円)
- 5 工 期 変更前 令和4年3月31日まで
変更後 令和5年1月31日まで
- 6 契 約 者 さいたま市浦和区高砂二丁目4番3号
株式会社鴻池組 さいたま営業所
所長 小 田 剛 史

令和4年2月2日提出

戸田市長 菅 原文 仁